各位

会 社 名 住 友 金 属 鉱 山 株 式 会 社 代表 者名 代表取締役社長 家守 伸正 (コード番号 5713 東証・大証 各第1部) 問合 せ 先 広報 I R部 宮本 邦彦 (TEL 03-3436-7705)

当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について

当社は、2010年2月15日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「旧プラン」といいます。)の更新を決議し、同年6月25日開催の当社第85期事業年度に係る当社定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。旧プランの有効期間は、2013年6月下旬開催予定の当社第88期事業年度に係る当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時までとされております。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、2013年2月7日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)を一部改定するとともに、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、改定後の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号ロ(2))として、旧プランの内容を一部改定した上で、更新すること(以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。)といたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、上記取締役会においては、本更新につき出席した取締役の全員一致で承認可決がなされるとともに、出席した監査役全員が本更新に異議がない旨の意見を述べております。また、本更新については、当社の独立委員会において、全会一致で承認されております。

なお、本更新に伴う旧プランからの主な変更点は、①意向表明書の内容の見直しを行ったこと、②本必要情報の見直しを行ったこと、③独立委員会による検討期間及び延長に関する定めを明確にしたこと、④株主意思確認総会の開催の要件について見直しを行ったことなどです。

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、銅・ニッケル・金などの非鉄金属資源を開発し、それを製錬して顧客に提供するという、「資源」「製錬」を主たる事業として経営を行っている企業です。また、当社は、これまで、「資源」「製錬」に川下の「材料」を加えた3つのコアビジネスで成長戦略を継続して推進してきており、この結果、国内外において複数の鉱山、製錬所及び工場を保有・運営し、海外での資源権益拡大を続けている、日本では数少ない非鉄金属会社としての地位を占めるに至っています。

我が国は、世界有数の非鉄金属の地金生産国であり消費国です。しかしながら、国内での資源確保は困難であり、当社は海外において非鉄金属資源の権益を確保し非鉄金属を国内外へ供給し続けていくことが社会的責務であると考えています。

一方、世界の非鉄金属業界においては、大型の M&A で誕生したスーパー資源メジャーによる資源の寡占化が続くとともに、新興国による積極的な資源獲得も顕著であるなど、「資源獲得競争」が激化しています。加えて、資源保有国における資源ナショナリズムの台頭もこの競争に拍車をかけており、これらの傾向は今後も継続するものと思われます。このような「資源」を巡る世界の動向等を勘案すると、当社の株式について一方的に大量買付が強行されるおそれは否定できません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、主に以下に掲げるものを含む当社の企業価値の源泉を中長期的に確保・向上しなければならないと考えています。

① 非鉄金属の「資源」を自ら保有しつつ、「製錬」を行い、その下流の「材料」まで 一貫して供給するビジネスモデル

- ② グローバルな鉱山開発力と資源権益
- ③ 高度かつ独創的な製錬技術力とノウハウ
- ④ 資源・製錬事業で培った技術力を下流の材料事業に生かす事業モデル
- ⑤ 高いレベルの自己資本比率等の健全な財務体質
- ⑥ 株主の皆様をはじめ、従業員、取引先及び資源・製錬に係る生産拠点における地域社会の利害関係者との間の信頼関係

当社の株式の大量買付を行う者によりこれらの企業価値の源泉が中長期的に確保され、 向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることにな ります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 経営理念及び経営ビジョン

住友グループは、約 400 年にわたり「住友の事業精神」に基づく経営を実践し、発展させてきました。当社は、この先人たちが築き上げてきた「住友の事業精神」の持つ価値観、倫理観の重要性を認識し、当社グループの事業と事業に対する社会からの信頼を確固たるものにすべく、努力を重ねてまいりました。この事業精神に基づき定めたものが「SMM グループ経営理念」「SMM グループ経営ビジョン」です。

「SMM グループ経営理念」

- ・住友の事業精神に基づき、地球および社会との共存を図り、健全な企業活動を通じて 社会への貢献とステークホルダーへの責任を果たし、より信頼される企業をめざしま す
- ・人間尊重を基本とし、その尊厳と価値を認め、明るく活力ある企業をめざします「SMM グループ経営ビジョン」
- ・独自技術を駆使してものづくり企業としての社会的な使命と責任を果たします
- ・コンプライアンス、環境保全および安全確保を基本としたグローバルな企業活動により、非鉄金属、電子・機能性材料などの高品質な材料を提供し、企業価値の最大化を めざします

2. 企業価値の源泉について

当社は、資源・製錬事業において 400 年以上の長きにわたり高度かつ独創的な技術 カやノウハウを培ってきました。これにより、金属鉱山の発見・開発と長期安定的な 鉱山操業、金属製錬・精製における当社独自のプロセス技術の確立と安定的な製品の 供給などが可能となっています。このような当社の強みは、以下に示すような企業価 値の源泉によって成り立っています。

① 非鉄金属の「資源」を自ら保有しつつ、「製錬」を行い、その下流の「材料」まで一貫して供給するビジネスモデル

当社は、非鉄金属資源の確保、非鉄金属地金の製錬にとどまらず、これらの事業で培った金属材料の素材及び加工に関する高度な技術力と豊富な知識・ノウハウを用いて、電機・電子部品業界において最先端の材料事業を展開し、世界トップクラスの製品を供給しております。

② グローバルな鉱山開発力と資源権益

当社は、国内に菱刈鉱山を保有するほか、米国アラスカ州に鉱山と製錬を自ら 運営するポゴ金鉱山を保有しています。この両鉱山において海外鉱山運営に必要 な人材の育成と確保を図り、さらに海外の資源プロジェクトに積極的に参画し、 資源確保を進めています。

- ③ 高度かつ独創的な製錬技術力とノウハウ
 - ニッケル事業では、HPAL(高圧硫酸浸出)プロセスによりそれまで有用資源と 見なされていなかった低品位酸化鉱からニッケル・コバルトを回収する商業ベースのプラントを世界で唯一計画どおりに稼動させています。
- ④ 資源・製錬事業で培った技術力を下流の材料事業に生かす事業モデル ニッケルなどを使用する環境・エネルギー対応関連の材料事業においては、金 属製錬・リサイクル事業と一体となった事業モデルを実現することにより、他社 には見られない独特のシナジーを生み出しています。
- ⑤ 高いレベルの自己資本比率等の健全な財務体質 中長期での成長戦略実現のためには、財務体質が健全であることが必要です。 当社の自己資本比率は50%を超える高い水準にあるなど、財務体質は健全ですが、 今後ともこれを維持、強化していきます。
- ⑥ 株主の皆様をはじめ、従業員、取引先等の事業上の関係者との間の信頼関係 当社の様々な事業を安定的かつ継続的に発展させていくためには、住友の事業 精神に基づく当社の企業文化の下で、株主の皆様をはじめ、従業員、取引先及び 資源・製錬に係る生産拠点における地域社会の利害関係者との間で強い信頼関係 を維持していくことが必要です。また、鉱山の開発とその操業等は数十年と長期 に及ぶことも珍しくなく、地域社会との強い信頼関係も欠かせません。当社は、

住みやすい環境を次世代に残すための環境保全に努めることで社会の信頼を得る 努力を続けています。

当社は、これらの企業価値の源泉に根ざした強みを生かしながら、資源の乏しい我が国において国内外の非鉄金属資源を複数保有し、今後も海外資源の開発・権益確保を拡大していくことを方針としており、引続き成長戦略を推進していきます。

3. 中期経営計画と株主に対する利益還元策

(1) 2009 年中期経営計画の振り返り

当社は、2010年2月、2010年度から2012年度を対象とする「2009年中期経営計画」を公表し、自己資本比率50%以上、連結配当性向20%以上という財務目標を掲げ、2012年度の非鉄金属価格について、銅6,000\$/T、ニッケル8.00\$/lb、金1,000\$/TOZ、為替90円/US\$を前提とした場合、戦略遂行の結果としての2012年度連結経常利益を1,100億円と想定いたしました。連結経常利益については、為替レートの円高等の影響を受け、想定した額には届かない見込みではあるものの、2つの財務目標については達成する見込みです。

(2) 2012 年中期経営計画について

当社は、本日、「2009年中期経営計画」を踏襲しながらも、長期ビジョンを見据えて 更なる成長を図るべく、2013年度から 2015年度を対象とする「2012年中期経営計画」 を公表いたしました。

同計画において掲げる基本戦略は、「世界の非鉄リーダー」と「日本のエクセレントカンパニー」をめざすことにあり、非鉄金属の資源・製錬事業においては、2021年に、ニッケル 15万 T/年生産体制および権益分生産量として銅 30万 T/年・金 30 T/年をめざして事業の拡大を図り、材料事業においては、2021年までに新規材料で 50億円の経常利益積上げをめざすとともに、引き続き成長が見込まれる環境・エネルギー分野への経営資源の集中などの展開を図ってまいります。

当社は、銅製錬を事業の発祥とする会社であり、優良な資源権益の確保にとどまらず、それらを製錬・加工して高品質の地金や材料を供給することで社会に貢献するとともに、企業価値を向上させていくことができると考えています。そのことが真の意味での「世界の非鉄リーダー」であると認識し、これに向けて更なる成長をめざします。

また、「日本のエクセレントカンパニー」となるべく、連結売上高1兆円、連結当期 純利益 1,000 億円の規模と収益力を持ち、確固とした経営理念・経営ビジョンや、これらに基づくコーポレート・ガバナンスの徹底と CSR (Corporate Social Responsibility) 活動の充実を図る等の強固な経営基盤の下で、成長戦略を継続的に打

ち出し実現していく企業をめざします。

成長戦略の柱となる各大型プロジェクトの遂行については、「種蒔き」「植付け」「育成」「刈取り」のステージにそれぞれ区分し、2012年中期経営計画はもとよりそれ以降のいずれの中期経営計画の期間においても3つのコアビジネスの大型プロジェクト案件が「種蒔き」「植付け」「育成」「刈取り」の各ステージにあり、これらのPDCA管理を徹底することを基本モデルとして、継続的な成長戦略の遂行を図っていくこととしています。

2015年度の非鉄金属価格について、銅7,500\$/T、ニッケル9.00\$/lb、金1,550\$/TOZ、 為替80 円/US\$を前提とした場合、戦略遂行の結果としての2015 年度連結当期純利益は1,000 億円を想定しております。

本中期経営計画期間においても引き続き大型プロジェクトを含む高水準の設備投資を実施いたしますが、一方で強靭な財務体質の維持・強化に努め、2015年度末の自己資本比率は50%以上の維持をめざします。

また、配当政策については、業績連動型を引き続き踏襲するとともに、継続する海外鉱山プロジェクト等に必要となる高水準の資金需要やその他の状況も考慮した上で、株主の皆様への更なる利益還元が必要と判断し、連結配当性向は、2009 年中期経営計画期間の 20%以上から、本中期経営計画期間については 25%以上とすることといたします。

当社は、これらの諸施策の実現により、企業価値・株主共同の利益の向上に努めて まいります。

4. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社グループの企業価値の最大化と健全性の確保を両立させるために企業活動を規律する仕組みであり、経営上最も重要な課題のひとつと位置づけています。当社のガバナンスは、経営における執行と監視・監督のそれぞれの機能が十分発揮されるシステムとして、執行役員制度及び監査役制度を採用し、取締役会による「意思決定・監督」と、執行役員による「業務執行」、そして監査役会及び会計監査人による「監査」という3区分の組織体制により運営されています。現在、取締役の任期は1年であり、取締役8名のうち1名を社外取締役として選任し、また監査役4名のうち2名を社外監査役として選任しています。社外取締役と社外監査役はいずれも当社からの独立性を有しています。

また、社外監査役を含めた監査役は、取締役会以外に、社長が主宰する経営会議等の 重要な会議に出席し、積極的に質問・意見を述べており、実質的なガバナンスの機能強 化が図られています。

さらに、「業務執行」は、事業活動と社会的責任活動を両輪とし、社会的責任活動は、

CSR 活動、当社固有のリスクマネジメント活動、コンプライアンス活動、内部統制から構成され、「地球および社会との共存」を図りつつ業務に取り組んでいます。

今後とも当社は、株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーから信頼を得て、その 期待に応えられるよう、経営の透明性・効率性を追求し、最適な経営管理体制の維持・ 構築に努めてまいります。

三 本プランの目的及び概要

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを 目的として、上記一に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

なお、2012 年 12 月 31 日現在の当社の大株主の状況は別紙 1 のとおりです。また、 現時点において当社は、当社株式の大量買付の具体的な提案を受けてはおりません。

2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の 20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に 事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めておりま す。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株式の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株式の大量買付が当社の 企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プランに定め られた発動要件を満たす場合には、当社は、買収者による権利行使は原則として認め られないとの行使条件及び当社が買収者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権 を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株 主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、1個の新株予約権につき、原則として0.5から1株の範囲内で当社株式が発行されることから、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則(その概要については別紙2のとおりです。)に従い、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会(本更新時における独立委員会の委員は、別紙3「独立委員会委員略歴」のとおりとなる予定です。)を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プランに定められた場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

- 3. 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)
- (1) 本プランの発動に係る手続
 - (a) 対象となる買付等

本プランは、下記①又は②に該当する当社株券等の買付その他の取得若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案¹ (当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。) がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が 20%以上となる買付けその他の取得
- ② 当社が発行者である株券等5について、公開買付け6を行う者の株券等所有割

¹ 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

合7及びその特別関係者8の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに 定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の 無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならない ものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む書面(買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、条件又は留保等は付されてはならないものとします。)及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書(以下これらをあわせて「意向表明書」といいます。)を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から 10 営業日以内に、買付説明書(以下に定義されます。)の様式(買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。)を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会(独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙 2「独立委員会規則の概要」、本更新時における独立委員会の委員の略歴等については、別紙 3「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。)に送付します。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判

⁷金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報として必要かつ十分な情報が提供されるまで、繰り返し行うことができますが、最終の回答期限(以下「最終回答期限」といいます。)は、必要かつ十分な情報が提供されたと判断されない場合においても、買付説明書を受領した日から起算して原則として60日を超えないものとします(但し、買付者等からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。)。

記

- ① 買付者等及びそのグループ (共同保有者⁹、特別関係者及び買付者等を被支配 法人等¹⁰とする者の特別関係者)の詳細(名称、資本関係、財務内容、経営成 績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の 過去の取引の詳細等を含みます。)¹¹
- ② 買付等の目的、方法及び具体的内容(対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。)
- ③ 買付等の価額及びその算定根拠
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意及び買付者等による当 社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。) の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- ⑥ 買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策 及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主 (買付者等を除きます。)、当社グループの従 業員、取引先及び資源・製錬に係る生産拠点における地域社会の利害関係者 に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

 $^{^9}$ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本書において同じとします。

¹⁰ 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

¹¹ 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報(もしあれば)が提出された場合又は最終回答期限が到来した場合、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討等に必要な時間を考慮して適宜回答期限(以下「取締役会検討期間」といいます。)を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求 めた情報(もしあれば)を受領した時点又は最終回答期限のいずれか早い日の 翌日を起算日として、最長90日が経過するまでの間(取締役会検討期間を含み、 以下「独立委員会検討期間」といいます。)、上記①に従い取締役会の意見及び その根拠資料並びに代替案(もしあれば)等を受領した上、買付等の内容の検 討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較 検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会 は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該 買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者 等と協議・交渉等を行うものとします。なお、独立委員会は、買付者等の買付 等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に合理的に必要な 場合には、30日を上限として、独立委員会検討期間を延長することができるも のとします。独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資 するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独 立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理 士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるも のとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の 情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければなら ないものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、買付等について、下記(2)「本新株予約

権の無償割当ての要件」において定める発動事由(以下「本発動事由」と総称します。)に該当しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、新株予約権(その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行うものとします。上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じる等の理由により、本発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

他方、独立委員会は、買付等について、本発動事由に該当すると判断した場合、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、買付等について、本発動事由のうち発動事由その2(以下「発動事由その2」といいます。)の該当可能性が問題となっている場合、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、(i)当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、又は(ii)当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により本発動事由が存しなくなった場合のいずれかに該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合に、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することができるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会により上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、下記(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(i)独立委員会が、上記(e)に従い、本新株予約権の無償割当ての実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(ii)ある買付等について発動事由その 2 の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、関連する法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況(意向表明書・買付説明書が提出された事実、買付者等により情報提供がなされたか否かに関する事実、意向表明書・買付説明書を提出せずに買付等を行う買付者等の存在が判明した場合には、かかる事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた場合には、かかる事実、延長期間及びその理由を含みます。)、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり(買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。)、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが 相当である場合

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - (ア) 株券等を買い占め、その株券等について当社関係者に対して高値で買取りを 要求する行為
 - (イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (ウ) 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原 資として流用する行為
 - (エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない 高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、 一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の 買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を 行うことをいいます。)等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付 等である場合
- (c) 買付等の対価その他の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における当社の他の株主等の利害関係者に対する対応方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、従業員、取引先及び資源・製錬に係る生産拠点における地域社会12との関係を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のと

¹² 特に、鉱山の開発とその操業等は数十年と長期に及ぶことも珍しくなく、地域社会との対話や、住みやすい環境を次世代に残すための環境保全に努めることなどにより、地域社会の理解を得ることが非常に重要です。

おりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)を上限とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主(以下「割当対象株主」といいます。)の皆様に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の数は、原則として、0.5 から 1 株の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数に本新株予約権の個数を乗じた数とします。本新株予約権 1 個の目的である株式¹³の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として¹⁴、0.5 から 1 株¹⁵の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権の新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

_

¹³ 将来、当社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号)となった場合においても、①本新株予約権の 行使により交付される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本 定時総会開催時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類の株式を指すものとします。 14 当社が株式分割などを行った場合には、適宜適切な調整が行われることになります。

¹⁵ 本更新時の当社の発行可能株式総数は 1,000,000,000 株、発行済株式総数は 581,628,031 株(2012 年 12 月 31 日現在)であるため、対象株式数によっては、本新株予約権の行使期間の初日の前日までに当社 定款を変更することにより当社の発行可能株式総数を増加しておくことが必要となることがあります。

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間(取引が成立しない日を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値(気配表示を含みます。)に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、原則として、1ヶ月間から 6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者¹⁶、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者¹⁷、(IV)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者¹⁸(以下(I)ないし(VI)に該当

¹⁶ 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁷ 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁸ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者と

する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由¹⁹が存する場合を除き、 本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式等を対価とする取得の対象となります。)。 さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数²⁰に相当する数の当社株式等²¹を交付することができます。

して当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

²⁰ 当社は、対象株式数が1株未満である場合には、適用法令に従い、適切な端数の処理を行うことを予定しており、その場合、本新株予約権1個につき交付される当社株式等の数が対象株式数とは異なることがあります。

¹⁹ 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合(但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)が、(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式等を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付 本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(1) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本更新に係る手続

本更新については、本更新に関する議案について、本定時株主総会において株主の 皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(5) 本プランの有効期間、廃止、修正及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨 の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、 金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われた場合、誤字脱字のため字句

²¹ 本プランにおいては、本新株予約権の取得の対価は原則として当社株式とする予定です。もっとも、上記三 3.(3)(d)に記載したとおり、本プランにおいては、対象株式数が 1 株未満となる可能性があり、その場合には、端数の処理に必要な範囲で、株式以外の財産が交付される可能性があります。

の修正を行うことが適切である場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを 修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び(修正・変更の場合には)修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2013年2月7日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本更新にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本更新にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

- (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響
 - (a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該 決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主 の皆様に対し、その有する当社株式 1 株につき 1 個の本新株予約権が無償にて割 り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効 力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の 手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、 上記 3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載した独立委員会の勧告を最大限 尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいて は本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発 生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を 無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書面(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに、当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。)その他の必要書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として0.5から1株の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数の当社株式が発行されることになります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記3.(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の 払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保 有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。 当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、原則として、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の 手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株 主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに、原則として当社株式を交 付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を 払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき、原則として 0.5 から 1 株の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります(詳細は、上記 3.(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」(i)をご参照下さい。)。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

四 本プランの合理性

1. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該 買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を 提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉 を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確 保することを目的とするものです。

2. 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が 2005 年 5 月 27 日に発表した企業価値・株主 共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則(①企業 価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・ 相当性の原則)を全て充足しています。

3. 株主意思の重視

本更新は、本定時株主総会において株主の皆様に承認されることを条件として行われます。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付さ

れており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

4. 独立性を有する社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立 委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三 3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記三 3.(2)「本新株 予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

[添付資料]

別紙1 当社の大株主の状況

別紙2 独立委員会規則の概要

別紙3 独立委員会委員略歴

以上

当社の大株主の状況

2012年12月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	46,131	7.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	34,671	5.96
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT — T	12,293	2.11
REATY CLIENTS		
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS	10,483	1.80
ACCOUNT		
NT RE GOVT OF SPORE INVT CORP P. LTD	9,565	1.64
新日鐵住金株式会社	8,715	1.49
株式会社三井住友銀行	7,650	1.31
住友生命保険相互会社	7,474	1.28
トヨタ自動車株式会社	7,000	1.20
住友商事株式会社	7,000	1.20

(注)上記のほか、当社が自己株式 29,398 千株を保有しております。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役 会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役 又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった 場合(再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終 了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、 その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、 この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実 施等に関する会社法上の機関としての決議を行う(但し、株主意思確認総会を開 催する場合には、当該株主総会の決議に従う。)。なお、独立委員会の各委員及び 当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益 に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の 個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ④ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ⑤ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑥ 買付者等との協議・交渉
 - ⑦ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑧ 独立委員会検討期間の延長の決定

- ⑨ 株主総会招集の要否の判断
- ⑩ 本プランの修正又は変更の承認
- ⑪ 本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
- ② その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- ③ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問した事項又は当社取締役会において 別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その 他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関す る説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の 助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席(テレビ会議又は電話会議による出席を含む。)し、その過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会委員略歷

本更新時における独立委員会の委員は、以下の3名とします。

牛嶋 勉(うしじま つとむ)

1950年7月生

【略 歴】

1976年4月 弁護士登録

1982年4月 牛嶋法律税務事務所開設

1982年6月 税理士登録

1994年1月 牛嶋・寺前法律事務所(現牛嶋・寺前・和田法律事務所)開設

2003 年 6 月 当社監査役

2007年6月 当社取締役

2013年2月7日現在 弁護士、税理士

当社取締役

株式会社光文社社外監査役

牛嶋勉氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の規定に基づき、

一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届けております。

三和 彦幸(みわ ひこゆき)

1946年7月生

【略 歴】

1975年11月公認会計士登録1996年8月朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)代表社員2001年6月朝日監査法人本部理事2003年6月朝日監査法人専務理事2006年6月あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)副理事長2009年6月あずさ監査法人代表社員退任2009年7月三和公認会計士事務所開設2011年6月当社監査役

2013年2月7日現在 公認会計士

当社監査役

株式会社乃村工藝社社外監査役

株式会社ショーワ社外監査役

農水産業協同組合貯金保険機構監事学校法人埼玉医科大学監事

三和彦幸氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の規定に基づき、

一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届けております。

野崎 茂(のざき しげる)

1948年8月生

【略 歴】

1972年4月 日本輸出入銀行入行
1998年1月 同行企画担当審議役
1999年6月 同行営業第4部長

1999年10月 国際協力銀行資源金融部長

(旧日本輸出入銀行と旧海外経済協力基金が統合)

2000 年 10 月 同行金融業務部長2002 年 5 月 同行大阪支店長

2003年10月 同行理事

2007年3月 同行理事退任

2007年7月 三菱商事株式会社顧問

2012年6月 当社監査役

三菱商事株式会社顧問退任

2013年2月7日現在 当社監査役

公益財団法人環日本海経済研究所理事

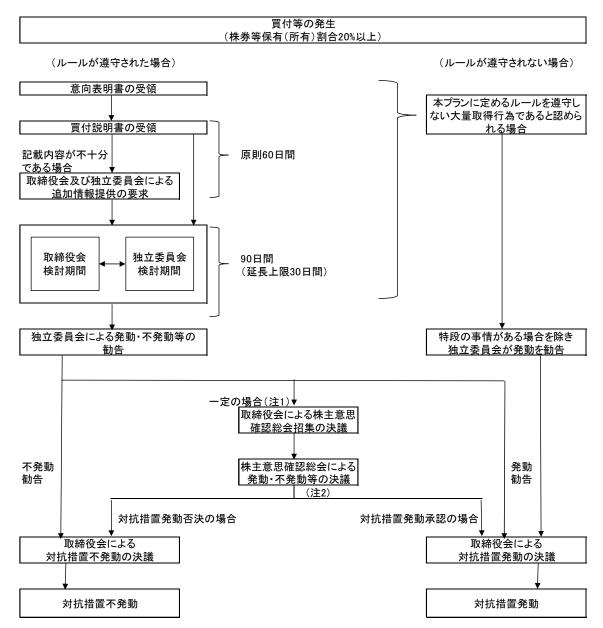
野崎茂氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の規定に基づき、

一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届けております。

以上



(注1)(i)独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合。

(注2)本フローチャートに明示されている場合のほか、独立委員会が、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合に、買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告したときは、取締役会は、かかる勧告を最大限尊重した対応をすることがあります。

(注3)本フローチャートは、本プランに係る手続の流れの概要をわかりやすく説明するために、詳細を省略して作成されたものです。本プランの正確な内容については、プレスリリース本文をご参照下さい。

【当社コーポレートガバナンスの枠組み】

